

児童養護施設等を退所した方・入所中の皆さまへ

児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付事業のご案内

北海道内の児童養護施設や自立援助ホーム・里親家庭等を出て、進学または就職される方へ
自立した生活を支援するための必要な資金を無利子で貸付する制度です。

< 生活支援費 >

貸付対象	貸付金額	貸付期間
大学等に在学している方	50,000円/月※	在学期間
新型コロナウイルスの影響を受ける就職者	80,000円/月	1年間

※在学生のうち、新型コロナウイルスの影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、
経済的に厳しい状況にある方は、在学期間のうち12か月間については、貸付額月額80,000円です。

< 家賃支援費 >

貸付対象	貸付金額	貸付期間
大学等に在学している方	1か月の家賃相当額/月	在学期間
就職している方	1か月の家賃相当額/月	2年間
新型コロナウイルスの影響を受ける就職者	1か月の家賃相当額/月	3年間

※1か月の家賃相当額は、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（単身世帯の額）を
限度額とします。また家賃支援費には管理費及び共益費を含みます。

< 資格取得支援費 >

- 貸付対象 大学等に在学している方
児童養護施設等に入所中・里親等に委託中の方
- 貸付金額 250,000円以内（実費）1回限り

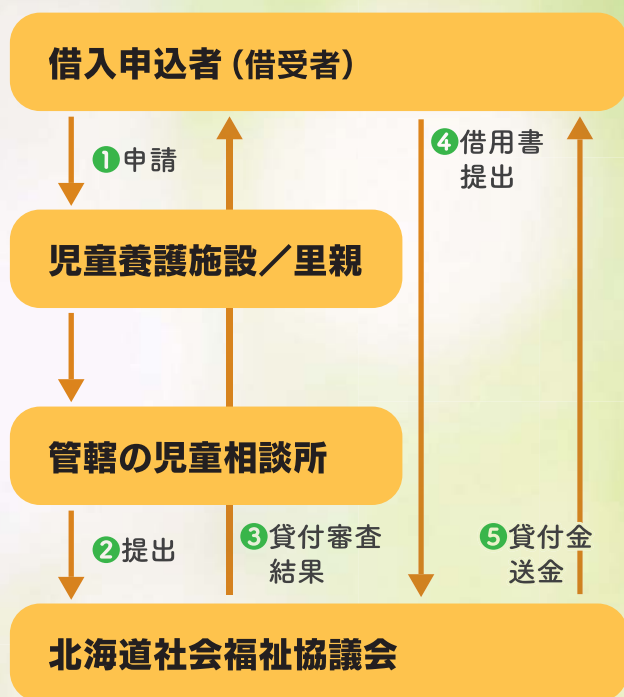


いずれの資金も、一定期間就業を継続すると、
返済が免除されます！

※児童養護施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム

※里親等…里親、ファミリーホーム ※大学等…学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校等

借入申請の流れについて



- ① 借入希望者は、退所される児童養護施設等または里親等にご相談のうえ、借入申請書類を作成します。児童養護施設等または里親等から、管轄の児童相談所に、借入申請書類を送付します。
- ② 児童相談所は、書類を確認し、北海道社協に提出します。
- ③ 北海道社協は、貸付の可否について審査を行い、審査結果を借入申込者・児童養護施設等または里親等・児童相談所へ通知します。
- ④ 貸付が決定した場合、借受者は決定通知より14日以内に、北海道社協へ借用書を提出します。
- ⑤ 北海道社協は、借用書を受理した後、借受者が指定する口座に貸付金を送金します。

※連帯保証人：この貸付には、原則として連帯保証人を1名立てるものとします。

※法定代理人の同意：未成年者への資金の貸付けに当たって、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面により同意を得ることとします。

貸付金の返済免除について

下記の場合は貸付金の返済が全額免除されます。

進学者	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
就職者	就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
資格取得希望者	○就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき ○大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付を受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、2年間引き続き就業を継続したとき

※貸付を受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったときや、貸付を受けた資格取得希望者が、資格を取得する見込みがなくなったと認めるにいたった場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。また、返還すべき日までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき年3.0%の延滞利子を徴収します。

■実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

■問合せ先：〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7
TEL 011-241-3981 (担当課直通)



令和3年3月発行